

秋田市内の介護サービス事業所で働く予定の方の資格取得を支援します！

# 介護従事者資格取得支援事業

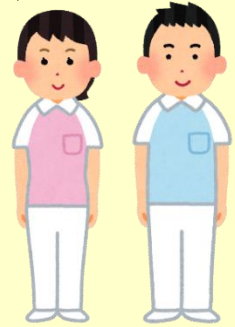
秋田市では介護人材の確保、キャリアアップによる意識向上と定着を図るため、介護分野で働くために必要な資格の取得費用の一部を補助する制度を実施しています。

## 対象となる方

次のいずれも該当する方

- ①秋田市内に住居する方で、介護従業者として市内の介護サービス事業所（訪問看護、訪問リハビリ、居宅療養管理指導、福祉用具貸与および福祉用具販売に係る事業所を除きます。）で働いている又は働くことが決まっている方
- ②介護等の業務を行う事業所に在籍した日数が通算で1,095日未満又は介護等の業務に従事した日数が540日未満である方
- ③市民税の滞納がない方

現在介護事業所で働いている方も申し込めます！



## 対象となる資格と補助額

本事業申込から1年以内に修了し、支払った受講料および教材費のうち、次の資格に応じた額

	市内事業所で働くことが決まっている方	市内事業所で働いている方
介護福祉士実務者研修	3分の2（上限10万円）	2分の1（上限10万円）
介護職員初任者研修	3分の2（上限6万円）	2分の1（上限6万円）
生活援助従事者研修	3分の2（上限3万円）	2分の1（上限3万円）

## 申請の流れ

※＝市の指定様式です。様式はサイトからダウンロード又は下記までお問い合わせ下さい。

### 助成申込

- ・申込書※
- ・受講料等の内容確認書類
- ・受講申込の確認書類
- ・就労(予定)確認書類
- ・調査同意書※
- ・資格・職歴申告書※

### 講座受講

### 研修修了

### 受講料支払

### 補助金申請

- ・申請書※
- ・修了証明書
- ・領収書

修了日の属する年度の3月31日期限

### 補助金請求

- ・請求書※



## 注意事項

- ・市外に居住し、市内の介護サービス事業所で勤務することが内定している生徒・学生の方で補助金申請時まで市内に居住する場合は助成対象となります。ただし、在学する学校において、所定の科目を履修することで資格を取得できる生徒・学生の方は対象となりません。
- ・他の公的機関又は勤務する介護サービス事業所から資格取得のための助成を受けている又は受ける予定の方は対象となりません。
- ・勤務形態が非常勤やパートであっても対象となりますが、人材派遣会社から派遣される方は対象となりません。

問い合わせ・申込先

秋田市福祉保健部介護保険課 企画・給付担当

〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号 TEL：018-888-5674 MAIL：ro-wfkg@city.akita.lg.jp

掲載は 秋田市サイト > 暮らしの情報 > 介護保険 > 募集・参加案内